

# 手続きの流れ（令和8年4月以降に緑化するもの）

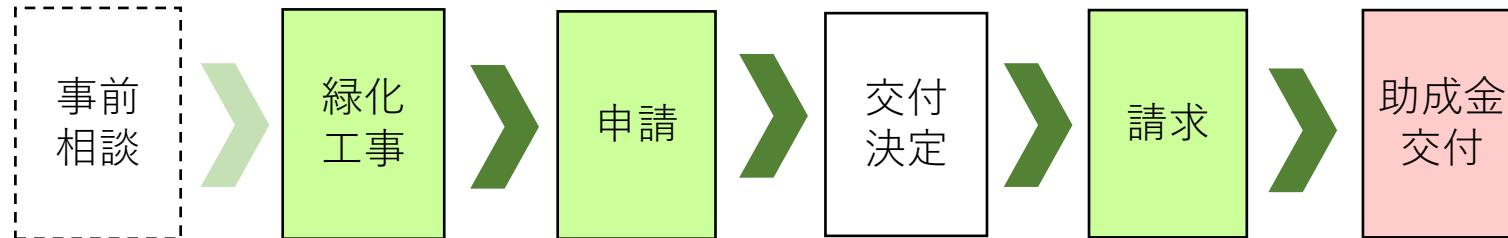
## ① 緑化してから申請できるもの（事後申請）

樹木緑化（低木）

樹木緑化（中高木4本まで）

プランター緑化

植栽材料等を購入した日や工事費を支払った日から**2か月以内**に、必要書類を添えて申請してください。



※事前相談は必須ではありませんが、助成要件は必ずご確認ください  
(事前相談は電話やメールも可)

## ② 緑化する前に申請が必要なもの（事前申請）

樹木緑化（中高木5本以上）

フェンス緑化

塀・舗装の撤去

**必ず事前相談**を行い、交付決定後に緑化工事等に着手してください。  
交付決定前に着手した場合は、助成できません。

